

埼玉県環境整備センター3号埋立跡地におけるパイロット農場の運営業務委託

仕様書

1 委託業務名

埼玉県環境整備センター3号埋立跡地におけるパイロット農場の運営業務

2 業務の目的

県は埼玉県環境整備センター3号埋立跡地において資源循環農場の整備、運営を計画している。本格的な整備に先立って、露地栽培で生産された作物の各種分析や関連イベントにおける試食会での提供を目的として、当地において野菜等の栽培を試験的に行う約100m²の農場（以下、「パイロット農場」という。）を整備する。本業務においては、パイロット農場における栽培作物の検討および運営について委託するものである。

3 契約期間

契約の日から令和7年3月14日（金）まで

4 業務内容

(1) 委託範囲

大里郡寄居町大字三ヶ山 埼玉県環境整備センター内 3号埋立跡地（別紙位置図参照）
面積：約100m²（委託開始時まで、圃場、水道設備、電気柵については整備完了見込（別紙パイロット農場の整備イメージ参照））

(2) 委託内容

ア 県が計画する資源循環農場*の目的を考慮したパイロット農場の運営

- ・彩の国資源循環工場において製造された、食物残さを利用したたい肥を農園で使用し資源循環型の栽培を実践するなど、環境に配慮した資機材を使用すること。
- ・パイロット農場の運営において発生した食品廃棄物等についてもたい肥化を検討するなど、資源循環ループ*の達成を見据えた運営を行うこと。

※資源循環農場及び資源循環ループの概要については（別紙）を参照のこと

イ パイロット農場の作付け計画の策定

- ・委託期間を通じて様々な農作物を収穫できるように作付け計画を検討し、実施すること。
- ・県が行う各種分析やイベント（令和7年1月下旬～2月上旬で参加者150名程度を予定）提供用に必要とされる作物の栽培を行うこと。
- ・イベントでの試食用として提供する作物については開催に合わせ必要な収穫量を確保すること。

ウ パイロット農場の管理、物品の補充

- ・ 県が整備した圃場及び水道、電気柵等の設備を適正に管理すること。また、これらの設備の故障等不具合が発生した場合は速やかに県へ伝えること。
- ・ 運営上必要な農機具や肥料等の用意は委託内容に含まれるものとし、それら資機材についても管理を行うこと。
- ・ 良好な圃場状態の確保に努めること。
- ・ 土壌管理の徹底を図り、必要に応じて求められる措置を講じること。
- ・ 上記各項目が徹底できるよう定期的に点検を行うこと（点検回数については県と受託者で協議を行い決定する）。

5. 納品物

(1) パイロット農場にて栽培された作物

なお、各種分析用及びイベントでの試食用に必要な量を上回ったものについては県が取扱いを決定する。

(2) 作業状況、作物の作付け・栽培状況、天候等の管理運営業務報告書

週報として作業時間、作業内容、その他報告すべきと判断される事項について記載し、県へ提出すること。また、月末及び年度末にはそれぞれ月間・契約期間の作業内容をまとめ、県へ提出すること。

(3) 管理運営計画（作付けスケジュール含む）

受託者は、契約後、速やかに年間の管理運営計画を定め、県に提出すること。

6. その他

(1) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、県と受注者が協議して決定するものとする。

(2) 本事業は廃棄物の埋立跡地を活用したものであり、杭を深く掘削できないなど土地の活用に制限が存在する。事業を進めるにあたっては県の指示に従うこと。

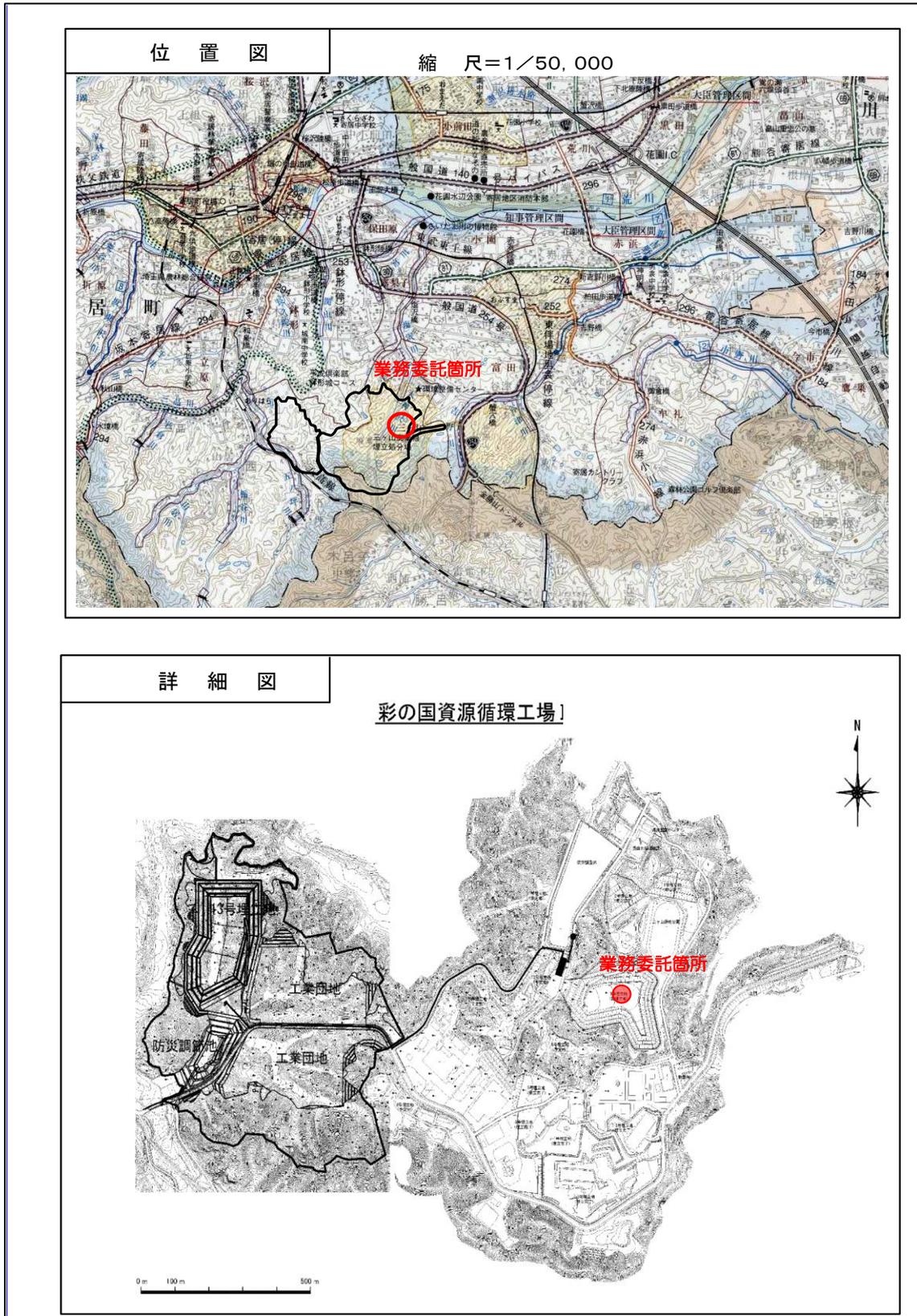
(3) 受託者は、本契約の委託期間が終了するとき又は契約を解除されたときは、契約開始時の状態に原状復帰を行うこと。

(4) 本業務について、県の都合により契約を解除する必要がある場合は、受託者と協議のうえ契約を解除することができるものとする。

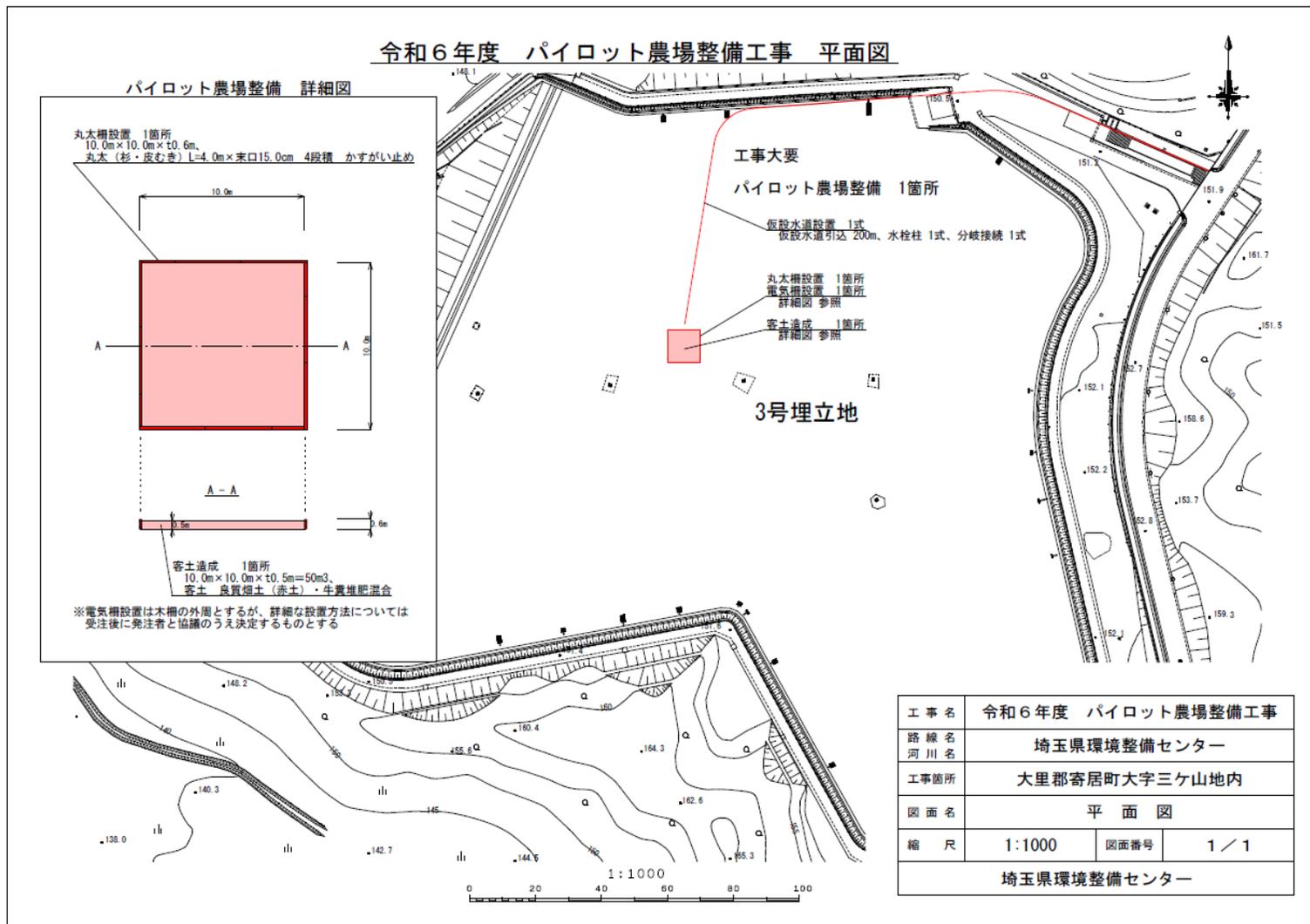
(別紙)

●位置図（4業務内容（1）委託範囲）

大里郡寄居町大字三ヶ山 埼玉県環境整備センター内 3号埋立跡地



●パイロット農場の整備イメージ



●資源循環農場

環境整備センター3号埋立跡地に、資源循環に係る技術（アグリテック含む）の普及、サーキュラーエコノミーの実践、地域振興のための資源循環農場の整備を県は計画している（令和8年度に供用開始予定）。

資源循環農場では、生ごみなどの食品廃棄物を、隣接する彩の国資源循環工場等で肥料に加工し、農場での野菜育成に利用するなどして資源循環ループ（以下、イメージ図参照）を達成させ、食品の循環利用などサーキュラーエコノミー（循環型経済）を体験できる施設としての活用を図っていくこととしている。

